

湯川村複合施設建設検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯川村複合施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 複合施設の建設を進めるにあたり、助言や意見を求めるにあたり委員会を設置する。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 複合施設の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他複合施設の整備に関すること。

(組織等)

第4条 委員会の委員は15名以内とし、別表に掲げるものうちから村長が委嘱する。

- 2 委員会は、必要な意見や助言を求めるため、専門的見識を有するアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和5年11月30日までとする。

ただし、必要と認められるときは委員の任期を延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は村長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公共施設等整備推進班が担う。

- 2 事務局に事務局長を置き、事務局長は班長が担う。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は第 7 条の規定にかかわらず、村長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって効力を失う。

別表（第 4 条関係）

教育委員代表者 1 名
社会教育委員代表者 1 名
集落公民館長代表者 1 名
湯川村文化協会代表者 1 名
湯川村体育協会代表者 1 名
保健委員代表者 1 名
食生活改善推進員代表者 1 名
老人クラブ代表者 1 名
子育て世代代表者 2 名
公募委員 2 名
その他村長が認める者 若干名